

平成 28 年 12 月 1 日
新潟市水道局
総務部経理課

入札参加者各位

**工事請負契約約款及び業務委託(建設コンサルタント)契約条項
の改正について**

標記の件について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）等に基づく解除により、受注者がその債務の履行を拒否、又は受注者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合の違約金の取扱いについて、以下のとおり対応しますのでお知らせ致します。

記

1 変更内容

国交省通知に準じて工事契約約款および業務委託契約条項を改正します。

2 対象となるもの

- ・ 予定価格 250 万円以上の建設工事
- ・ 予定価格 100 万円以上の建設コンサルタント

3 適用時期

平成 28 年 12 月 1 日以降に締結する契約から適用します。

4 その他

改正後の様式は新潟市水道局ホームページ

水道局事業者窓口>水道局各種様式集>様式・要綱集（入札・契約）
に掲載します。

以上